

## 農林水産関係気象被害対策連絡会設置要綱

### 1 目的

気象災害（冷害、干ばつ、洪水、台風、豪雪等）の発生（予想）に際し、農林水産部各課が相互に連携し、被害の予防、防止、軽減および速やかな復旧・対策を推進することを目的として、農林水産関係気象被害対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### 2 構成

連絡会は、農林水産部副部長（農村振興・防災）を長として、別記1の関係課の災害担当者等をもって構成する。

### 3 業務

連絡会は、気象被害のフェーズに応じて、次に掲げる業務を行う。

#### （1）期前業務（事前の備え）

- ①気象情報および被害予察情報の収集・共有に関する事
- ②事前対策（予防措置）の検討および実施に関する事
- ③被害発生時における迅速な情報共有と対応方針の決定に関する事
- ④農林水産業関係者への情報発信・周知徹底に関する事
- ⑤その他、目的達成に必要な事項に関する事

#### （2）期中業務（発災時の対応）

- ①被害状況の調査、把握に関する事
- ②被害の防止と軽減対策に関する事（緊急対応含む）
- ③復旧への技術指導等に関する事
- ④その他、目的達成に必要な事項に関する事

#### （3）期後業務（事後の復旧・支援）

- ①被害確定調査および被害額の算出に関する事
- ②災害関連資金や支援制度の周知、相談窓口の開設に関する事
- ③今後の対策に向けた検証と改善に関する事

### 4 開催

- （1）連絡会は、原則として気象リスクが特に高まる期間（7月から10月）に入る前に開催する。
- （2）その他、気象被害のフェーズに応じて適宜、連絡会を開催する。

### 5 会議

- （1）連絡会は、農林水産部副部長（農村振興・防災）が召集し主宰する。
- （2）農林水産部副部長（農村振興・防災）が特に必要と認める場合には、その他の関係者の出席を求めることができる。

### 6 事務局

連絡会の事務局は、農村振興課に置く。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、農林水産部副部長（農村振興・防災）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別記1

連絡会構成課
流通販売課
福井米戦略課
園芸振興課
中山間農業・畜産課
農村振興課
農地整備課
水産課
県産材活用課
森づくり課
アドバイザー
福井地方气象台